

大蔵省財政史室編

昭和財政史

昭和27-48年度

第18卷

資料(6) 国際金融・対外関係事項

東洋経済新報社

HISTORY OF
FISCAL AND MONETARY POLICIES
IN JAPAN
1952-1973

Volume XVIII

Documents VI : International Finance and External Economic Affairs

Office of Historical Studies,
Ministry of Finance, Japan

TOYO KEIZAI INC.
TOKYO, JAPAN
1998

監修者のことば

第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約によって独立を回復した時点にはじまり、第一次石油危機にいたるまでの22年間を対象とする『昭和財政史 昭和27～48年度』が刊行されることになった。大蔵省が担当する財政・金融行政史は、『明治財政史』から『昭和財政史 終戦から講和まで』まで、4次にわたって刊行されてきたが、この事業はその伝統を引き継ぐ第5次の財政史である。

今次の財政史の対象となる期間は、戦後経済復興の時期から、いわゆる高度成長の時代を経て、円切り上げと石油危機によってこの時代が終りを告げる、劇的な発展と波瀾の時期である。財政、金融および国際金融は、その変化に応じ、ときにはその変化を主導して、経済発展のために重要な役割を果たしてきた。その間に記録されるべき事実はまことに多く、かつ多彩である。本『財政史』編さんの意図は、古今の歴史にも稀なこの発展の時代における財政・金融政策について、大蔵省をはじめ各機関の所蔵する原資料に基づいて、正確な事実を明らかにし、記録にとどめて行政上の参考に資するとともに、学術上の研究に役立てるところにある。そのために、行政の流れや関連事項を大局的に把握しうるようにつとめるのみならず、政策立案過程についてもできる限り詳細に記録するよう留意し、この時期の財政と金融との研究のために、学問的にも新たな成果を収めうることを期している。

本『財政史』編さんにあたって、監修の重任を帯びることになった私は、3名の編集委員とともに編集の大綱を練り、またすべての執筆者を

含めて、研究会を組織して、資料の蒐集・整理に当り、ついで分担執筆の作業にたずさわってきた。その間、監修者としての私の責務は、それぞれの分野についての叙述がすぐれた内容を備えた完成度を示し、しかも、全体としての『財政史』が、この期間の財政・金融政策を俯瞰するためのまとまりをもつものになるようにできる限り配慮するところにある。したがって、各巻の内容については各執筆者の責任において書かれているが、全体の統一と調整の責任は、一に監修者たる私にある。

なお、今回の『財政史』の編集方針には、従来のものに比して一つの特色があることを、おことわりしておくべきであろう。すなわち、今次『財政史』の対象期間は22年間の長きにわたり、遺された文書資料の量もまことに多かったために、資料の不足よりも、むしろ、限られた巻数の範囲内に、豊富な内容をいかに盛り込むかが、編集上最大の課題となった。そこで、予算、税制、財政投融资、金融、国際金融等の主要部門について、叙述巻と資料巻とを分離して、両者を並行して編集し、両者が補いあって一体をなすようにしようと企画した。全20巻のうち、資料巻が6巻の多きにわたるのはこの事情のためである。

明治以来、大蔵省によって4次にわたって刊行された『財政史』の成果をうけつぎ、この意義深い時代の歴史をとりまとめる仕事は、重い責任をとまなう半面、資料その他の面できわめて恵まれた条件のもとに存分に分析を進めることができる点で、研究者としてまことにやり甲斐のある仕事である。私は、編集委員、執筆者、および大蔵省の関係部局の諸氏との緊密な協力のもとに、監修の責務を全うしたいと望んでいる。なお本書の草稿は研究会において相互に検討のうえ、大蔵省内関係部局の回覧を経たものである。

終りに、私は、この事業の実現についてヒヤリングや資料の提供に応じて下さった各氏と各部局、われわれの研究と執筆にあたってあらゆる協力を惜しまれなかった大蔵省財政史室のかたがた、およびこの大著の

刊行を引き受けて下さった東洋経済新報社に対して、この場所で御礼を申しあげる。

平成2年3月

監修者 中村隆英

凡 例

1. 本巻の執筆は、浅井良夫と伊藤正直が担当した。
2. 資料は原則として原文のままとしつつも、つぎのように取り扱った。
 - 資料の性質により、意味と内容を損なわないかぎりにおいて変形・修正・補訂したのものもある。この場合、必要に応じて注記を加えた。
 - 漢字は、人名を含め新字体に統一した。
 - 漢数字の数値について、位取りの漢数字を残してアラビア数字に直した。
 - 句読点は、カンマ・ピリオドに直した。
 - あきらかな誤字・脱字は訂正した。
 - 原資料において判読不可能な部分には、字数に応じ、文字については□を、数字については○を当てた。
3. 目次表題の作成方法はつぎのとおり。
 - 目次表題は表題、作成者、日付、資料種別から構成した。
 - 表題は、原資料に表題のあるものについては、原則として、かなづかいともそのままに採用し、原資料に表題のないものについては、執筆者において作成して〔 〕を付した。
 - 資料の作成者・作成日付および資料種別は、資料テキストないしは書込みから明白なもののみ記し、明白でないものの推定は注記として記した。
4. 抄録・省略の取扱いはつぎのとおり。
 - 原資料のうち一部を抄録する場合は、目次表題に〔抄〕と表示し、必要な注記をあたえた。
 - 原資料のうち一部を省略する場合は、資料テキストの該当箇所に(略)(中略)等と表示した。
5. 注記(編注)は、上掲の注記事項のほか、つぎのとおり。
 - 原資料がたて組み、または、手書きであった場合は、それぞれ「タテ書き」、「手書き」と注記した。

執筆者等名簿

顧問

故谷村 裕 元大蔵事務次官
山口光秀 元大蔵事務次官

監修者

中村隆英 東洋英和女学院大学家政学部教授

編集委員

林健久 東京大学名誉教授
石弘光 一橋大学経済学部教授
香西泰 日本経済研究センター会長

執筆者(50音順)

浅井良夫 成城大学経済学部教授
安藤平 元函館税関長
伊藤修 神奈川大学経済学部教授
伊藤正直 東京大学大学院経済学研究科教授
小野沢康晴 農林中金総合研究所研究員
金澤史男 横浜国立大学経済学部教授
金子勝 法政大学経済学部教授
小林和子 日本証券経済研究所主任研究員
柴田善雅 大東文化大学国際関係学部教授
神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授
高橋隆昭 元大蔵省理財局国債調査官
田近栄治 一橋大学経済学部教授
寺井順一 大蔵省財政金融研究所主任調査官
日向野幹也 東京都立大学経済学部教授
兵藤廣治 通信・放送機構顧問
堀内昭義 東京大学大学院経済学研究科教授
宮島洋 東京大学大学院経済学研究科教授
油井雄二 成城大学経済学部教授

目次

監修者のことば

凡例

解説

- 1 「資料(6) 国際金融・対外関係事項」の編集方針と収録資料について……………浅井良夫 1
- 2 資料解説(1)—IMF・GATT体制と日本……………伊藤正直 3
- 3 資料解説(2)—日本の為替管理・対外経済政策……………浅井良夫・伊藤正直 5

資料

1 IMF・GATT体制と日本

- (1) IMF・世界銀行
 - 18-1 大臣演説に折り込むべき事項(IMF, IBRD 及び IFC 総会関係)(昭和31年) ……23
 - 18-2 フリードマン氏ステートメント要旨(昭和31年7月3日為替局総務課)……………25
 - 18-3 IMF コンサルテーションにおいて論議されと思われる問題点について(昭和34年5月18日為替局)……………26
 - 18-4 IMF に対するわが方の要望事項(昭和35年7月15日)……………29
 - 18-5 IMF スタッフ・チームの講評(仮訳)(昭和35年7月18日)……………30
 - 18-6 1961年度IMF対日コンサルテーション関係資料(昭和36年)……………33
 - 18-7 対日コンサルテーションに関するIMF部内の空気についての鈴木理事報告要旨(昭和36年6月為替局)……………43
 - 18-7a 本年度IMFコンサルテーションに臨む態度について(案)(昭和36年6月15日為替局総務課)……………43
 - 18-7b 対日コンサルテーションに関するIMF部内の空気についての鈴木理事報告要旨(6月8日接受)……………44
 - 18-8 1962年度IMF対日コンサルテーション・スタッフ・レポート(要旨)(昭和38年1月16日)……………44

18-9	IMF 8 条国移行に関する政府声明・閣議報告(昭和39年4月1日, 3月13日) …54
(2)	国際通貨制度改革—固定相場制から変動相場制へ—
18-10	準備通貨に関する見解(日本蔵相代理により提出)(昭和38年11月30日) …57
18-11	国際流動性問題に関するわが国の立場(昭和39年8月10日) …58
18-12	10か国グループの大臣声明—国際通貨制度の機能の展望と将来における国際流動性の需要の見通しについての検討—(昭和39年8月1日) …60
18-13	国際流動性について(昭和40年9月15日国際金融局国際機構課) …61
18-14	最近の10か国蔵相(G/10)代理会議の動向(昭和41年4月5日国際金融局国際機構課) …63
18-15	〔金プール7カ国中央銀行総裁会議声明およびコミュニケ〕 …65
18-15a	1967年11月26日のフランクフルト声明(昭和42年11月26日) …65
18-15b	1968年3月17日のワシントン会議コミュニケ(昭和43年3月17日) …65
18-16	ニクソン大統領の経済計画に関する演説と説明資料(昭和46年8月15日) …66
18-17	国際通貨制度に関する IMF 総務会決議(昭和46年9月29日) …76
18-18	IMF理事会決定：中心為替相場と拡大された変動幅 一時的制度(昭和46年12月18日) …77
18-19	円切上げに際しての大蔵大臣談話(昭和46年12月19日) …79
18-20	IMF 総務会に対する二十か国委員会議長報告及び通貨制度改革第一次概要(昭和48年9月24日) …81
18-21	変動為替相場運営のためのガイドラインに関する理事会決定(仮訳)(昭和49年6月13日) …87
18-22	総務会に対する二十か国委員会議長報告及び改革概要(昭和49年6月14日) …91
18-23	原油および同製品の輸入コスト上昇の当初の影響による加盟国の国際収支困難を援助するための信用供与措置設置に関する理事会決定(仮訳)(昭和49年6月13日) …102
18-24	オイル・ファシリティのためのIMFの借入れに関する決定(仮訳)(昭和49年6月13日) …103
(3)	G A T T
18-25	ガット第十二回総会について(昭和32年) …106
18-26	ガット35条の対日援用と差別的輸入制限(昭和36年) …109
(4)	日米貿易経済合同委員会
18-27	第1回日米貿易経済合同委員会議題(昭和36年10月18日) …111
18-28	第2回日米貿易経済合同委員会議題(昭和37年12月3日～5日) …111
18-29	第3回日米貿易経済合同委員会議題(昭和39年1月26日～28日) …111
18-30	第4回日米貿易経済合同委員会議題(昭和40年7月12日～14日) …112
18-31	第5回日米貿易経済合同委員会議題(昭和41年7月2日～7日) …112

18-32	第6回日米貿易経済合同委員会議題(昭和42年9月13日～15日) …112
18-33	第7回日米貿易経済合同委員会議題(昭和44年7月29日～31日) …112
2	日本の為替管理・対外経済政策
(1)	外貨準備・国際収支対策
18-34	昭和二十八年度国際収支見透しについて(昭和28年5月29日) …113
18-35	〔池田ミッション〕諸問題の扱い方(昭和28年9月20日) …113
18-36	特需, 特に日本における域外買付の現状(昭和29年5月12日) …116
18-37	〔兵器産業に関する米側要請〕(昭和30年4月27日) …119
18-38	兵器産業に関する米側要請(昭和30年4月27日) …120
18-39	日英通商交渉について(昭和31年11月20日為替局調査課) …121
18-40	国際収支改善対策に関する問題点(メモ)(昭和32年6月15日) …121
18-41	国際収支改善緊急対策(昭和32年6月19日) …122
18-42	昭和32年外貨危機に際しての資金繰と問題点等について(昭和35年8月) …123
18-43	適正外貨準備高について(昭和33年7月30日為替局資金課) …153
18-44	対外支払計画の運営要領(資金課案)(昭和34年12月12日) …155
18-45	外貨予算制度に関する IMF の考え方(資料)(昭和36年6月) …157
18-46	IMFからBPリーズンなしとの判定を受けた場合に起る問題について(昭和36年6月15日為替局総務課) …158
18-47	外貨資金繰緩和のための短期借款について(昭和36年9月4日為替局資金課) …160
18-48	ヤコブソン会談要旨(昭和36年9月18日) …161
18-49	国際収支改善対策(昭和36年9月26日) …162
18-50	米国銀行の対日短期債権について(昭和36年10月24日為替局企画課) …164
18-51	短期外資と国内流動性(メモ)(昭和38年2月27日為替局企画課) …165
18-52	短期外資と国内金融との関係(昭和38年11月11日) …168
18-53	日銀・米連銀スワップの実施について(昭和39年4月23日) …169
18-54	わが国の短資対策 …170
18-55	短期インパクト・ローンの処理方針について(昭和40年3月4日国際金融局短期資金課) …172
18-56	外貨準備金制度の改正について(昭和41年3月25日国際金融局短期資金課) …174
18-57	昭和36年の三行借款について(昭和41年8月12日国際金融局短期資金課) …176
18-58	日米国際収支協力について(昭和42年) …178
18-59	外貨準備高について(昭和42年1月13日国際金融局短期資金課) …179
18-60	外貨準備の適正保有量等について(昭和42年3月15日国際金融局短期資金課) …180
18-61	当面の為替銀行の短資問題について(昭和42年4月12日国際金融局短期資金課) …185
18-62	短期資本について(昭和43年) …187
18-63	外貨準備について(昭和42年8月国際金融局) …190
18-64	対米国際収支協力について(昭和42年11月6日) …192

18-65	IMF スタンドバイ取極について(昭和42年11月7日国際金融局) ……	193
18-66	対米国際収支協力問題について(昭和42年11月20日) ……	195
18-67	外貨準備対策について(昭和43年3月14日国際金融局短期資金課) ……	195
18-68	外貨準備高と保有外貨との相違点について ……	197
18-69	日米ハワイ会談のフォロー・アップについて(昭和43年7月15日国際金融局 総務課) ……	200
18-70	金融緩和と円シフトの可能性(昭和43年7月25日国際金融局短期資金課) ……	200
18-71	金保有高の推移(昭和43年12月10日) ……	206
18-72	短期資本の動きとその対策について(メモ)(昭和43年12月16日国際金融局短 期資金課) ……	207
18-73	わが国の対外ポジションについて(メモ)(昭和43年) ……	226
18-74	銀行部門の対外短期ポジションの改善について(昭和44年1月22日国際金融 局) ……	228
18-75	外貨準備増加抑制の方策(外貨債務の繰上償還等)(昭和44年3月14日国際金 融局短期資金課) ……	232
18-76	わが国の対外資産負債残高について(昭和44年5月15日国際金融局国際収支 課) ……	233
18-77	円シフトの状況について(昭和44年5月16日国際金融局短期資金課) ……	242
18-78	円シフトの促進策について(昭和44年9月20日) ……	243
18-79	黒字基調に伴う問題(昭和44年10月2日) ……	244
18-80	メモ(昭和44年11月10日) ……	245
18-81	三つの方向のいずれをとるべきか(昭和44年11月12日大臣官房調査企画課) ……	246
18-82	第2回(案)(昭和44年12月15日大臣官房調査企画課) ……	249
18-83	国内均衡と対外均衡との関係について(昭和45年3月30日大臣官房調査企 画課) ……	255
18-84	IMF総合収支と外貨準備増減との関連(昭和45年3月国際金融局短期資金 課) ……	258
18-85	ドル・シフト対策(昭和46年2月10日国際金融局短期資金課) ……	260
18-86	外貨流入対策について(昭和46年3月5日国際金融局) ……	260
18-87	外貨準備の活用と問題点(昭和46年5月4日国際金融局短期資金課) ……	262
18-88	総合的対外経済政策の推進について(昭和46年6月4日関係閣僚懇談会) ……	263
18-89	今後の為替政策について(昭和46年9月6日国際金融局) ……	263
18-90	平価調整の今後の進め方について(昭和46年11月2日国際金融局) ……	265
18-91	市場閉鎖の可否について(昭和46年12月4日国際金融局短期資金課) ……	269
18-92	通貨調整に関する報告書(昭和47年3月) ……	270
18-93	通貨調整前後における為替市場対策について(昭和46年12月14日国際金融局) ……	286
18-94	外貨集中制度の廃止について(昭和47年2月17日国際金融局) ……	287
18-95	第二外為特会創設論について(昭和47年7月20日主計局) ……	288

(2) 為替管理・為替自由化		
18-96	オープン勘定制度の考察(未定稿)(昭和27年11月6日為替局) ……	291
18-97	優先外貨制度について(昭和28年2月24日為替局総務課) ……	293
18-98	日英支払協定の問題点(昭和28年8月15日為替局調査課) ……	295
18-99	円の交換性取得について(昭和28年9月16日為替局) ……	297
18-100	昭和29年度下期外貨予算について(昭和29年9月11日為替局資金課) ……	299
18-101	企業及び金融機関のオーバー・ボローイング解消のための外貨活用方策 ……	301
18-102	平衡操作の仕組みについて(昭和34年1月28日為替局) ……	302
18-103	外国為替及び外国貿易管理法改正専門委員会の運営状況について(中間報 告)(昭和34年) ……	303
18-104	外国為替及び外国貿易管理法と外資法との改正に関する問題(昭和35年1 月23日為替局) ……	305
18-105	貿易・為替の自由化の意義(昭和35年2月9日為替局) ……	311
18-106	外貨資金特別割当制度の廃止について(昭和35年2月24日為替局資金課) ……	316
18-107	為替自由化の方向と問題点(昭和35年4月11日為替局企画課) ……	319
18-108	非居住者自由円勘定の開設(昭和35年6月2日大蔵省新聞発表) ……	321
18-109	為替管理法及び外資法の根本的改正案を本年度通常国会に提出する場合の 問題点(昭和35年7月25日) ……	322
18-110	相場変動幅の拡大及び平衡操作の実施について(試案)(昭和36年1月12日 為替局企画課) ……	323
18-111	通産省の「外国との経済取引に関する法律案骨子」に関する大蔵省意見(案) (昭和38年11月16日為替局) ……	325
18-112	わが国・八条国へ移行—その国際的意義と問題点—(昭和39年4月1日) ……	327
18-113	為替持高規制の推移について(昭和43年4月2日国際金融局短期資金課) ……	331
18-114	いわゆる変動相場制移行に伴う大蔵大臣談話(昭和46年8月27日) ……	333
18-115	水田大蔵大臣の特別声明(昭和46年9月18日) ……	333
18-116	政府声明「円の為替レートの切り上げ」にあたって(昭和46年12月19日) ……	336
18-117	銀行部門の為替管理規制緩和の考え方(昭和46年12月8日) ……	337
18-118	今後の為替管理政策について(昭和46年12月24日国際金融局短期資金課) ……	338
18-119	銀行間為替取引の一時停止について(昭和48年2月10日) ……	340
18-120	〔円フロートに伴う大蔵大臣談話〕(昭和48年2月13日) ……	341
18-121	愛知大蔵大臣の記者会見における発言要旨(昭和48年2月13日) ……	341
(3) 外資導入・対外債務返済		
18-122	日米通商航海条約に関する意見(案)(昭和27年2月13日理財局) ……	342
18-123	ワシントン輸出入銀行よりの借款について(昭和27年11月12日為替局) ……	343
18-124	日米通商航海条約について(昭和28年1月19日為替局) ……	343
18-125	対米債務の返済 ……	344
18-126	見返資金設定以前とその後 ……	346

18-127	米国の対日援助の実績について	348
18-128	対米関係懸案事項に関する調査(昭和28年7月25日財務参事官室)	349
18-129	いわゆる対米債権4千7百万ドルについて	352
18-130	国際復興開発銀行1953年度対日使節団 日本の経済及び財政政策に関する 非公式覚書(昭和28年)	354
18-131	新年度の米国余剰農産物について(昭和29年2月16日財務参事官室)	359
18-132	外債起債能力と外資導入(昭和29年5月10日為替局)	360
18-133	世銀外資受入れの意義～併せて、円資金調達の方(昭和29年7月13日)	363
18-134	余剰農産物に関する問題点(昭和30年2月14日財務参事官室)	365
18-135	インパクト・ローンの取扱について(昭和30年12月6日為替局外資課)	366
18-136	外国投資家による旧株(既発行株式)の取得について(昭和30年12月14日為 替局外資課)	367
18-137	外国資金の導入について(昭和30年12月15日為替局外資課)	368
18-138	余剰農産物の第三次受入れについて(理財局)	369
18-139	3月12日世銀ブラック総裁と渡辺公使との会談録(昭和31年4月5日財務 参事官付)	370
18-140	道路関係の外債募集について(昭和32年12月4日)	372
18-141	外資導入の規模について(案)(昭和33年6月30日為替局外資課)	374
18-142	外貨債の発行について(昭和33年9月3日理財局国庫課)	378
18-143	ガリオア処理交渉会談の要旨(昭和34年4月11日)	380
18-144	ガリオア処理の考え方について(昭和34年8月29日理財局外債課)	381
18-145	ガリオア問題に関する大蔵大臣とアンダーソン財務長官との会談録(案) (昭和34年10月2日)	381
18-146	財務参事官とローゼン世銀極東部長会談(10月21日)要旨(昭和34年)	383
18-147	今後の外資導入に関する方針(昭和36年)	385
18-148	資本取引の自由化について(昭和38年6月28日大蔵省新聞発表)	387
18-149	外資規制改正の大要(昭和38年6月20日為替局外資課)	388
18-150	昭和41年の世銀借款について(昭和40年9月14日財務参事官室)	389
18-151	今後の外債発行について(昭和40年9月11日)	393
18-152	大臣・ウッツ会談(昭和40年9月26日)	395
18-153	外資審議会答申 第一次対内直接投資自由化(昭和42年6月2日)	397
18-154	対内直接投資等の自由化措置の実施に際しての官房長官談話(昭和42年6 月6日)	415
18-155	技術導入の自由化につきどのような方針をとるべきか(昭和42年9月8日)	415
18-156	外資審議会答申 第一次技術導入自由化(昭和43年5月6日外資審議会)	416
18-157	外資審議会答申 第二次対内直接投資自由化(昭和44年2月5日)	423
18-158	資本自由化と独占禁止法(昭和44年8月27日関税局国際課)	427
18-159	第三次自由化における証券業・銀行業の自由化について(昭和45年7月3 日国際金融局外資課)	429

18-160	外資審議会答申 第三次対内直接投資自由化(昭和45年8月17日)	430
18-161	対内直接投資等の自由化について(昭和45年12月1日国際金融局外資課)	441
18-162	外資審議会答申 自動車産業に係る対内直接投資の自由化(昭和46年3月 24日)	442
18-163	外資審議会答申 第四次対内直接投資自由化(昭和46年7月29日)	443
18-164	技術導入自由化について(昭和47年5月8日)	447
18-165	〔外資審議会調査小委員会副委員長報告〕(昭和47年6月23日)	448
18-166	外資審議会答申 第二次技術導入自由化(昭和47年6月23日)	450
18-167	日米事務レベル会議(於箱根昭和47年7月25日～28日)に於ける結論の概要 (対内直接投資関係)(昭和47年7月31日国際金融局外資課)	450
18-168	外資審議会答申 対内直接投資等の自由化(昭和48年4月25日)	450
(4) 対外投資・対外援助・賠償		
18-169	賠償に関する基本方針(昭和26年11月7日賠償打合会)	453
18-170	賠償問題処理に関する根本方針(昭和27年12月12日)	455
18-171	賠償の効果について	455
18-172	経済協力の推進について(昭和27年1月25日)	457
18-173	海外投資の促進に関する要望事項について(昭和32年1月7日為替局外資 課)	462
18-174	アジア経済開発基金と米国の経済開発援助について(昭和32年6月6日)	463
18-175	対外投資に関する基本方針(案)(昭和33年3月1日為替局外資課)	467
18-176	対外経済協力懇談会について(昭和33年9月16日)	468
18-177	対外投資審議会について(案)(昭和34年8月14日為替局投資課)	471
18-178	第5回DAG会議に対する米国諸提案に対するわが国の態度(昭和36年6 月30日経済協力部政策課)	471
18-179	アジア開銀構想の進捗状況(昭和40年7月1日国際金融局投資第一課)	473
18-180	わが国の低開発国援助と国際収支、財政資金との関係メモ(未定稿)(昭和 40年6月28日国際金融局投資第一課)	475
18-181	東南アジア開発閣僚会議準備小委員会対処方針(案)(昭和41年3月30日国 際金融局投資第一課)	477
18-182	海外投資政策の進め方(昭和41年12月国際金融局投資第三課)	482
18-183	低開発国援助に関する考え方(改訂案)(昭和42年8月4日国際金融局)	484
18-184	一般投資家による外国証券投資の自由化について他(昭和46年6月11日大 蔵省新聞発表)	491
18-185	対外不動産投資の自由化について(昭和46年6月30日大蔵省新聞発表)	493
18-186	対外直接投資の自由化について(昭和46年6月30日大蔵省新聞発表)	494
(5) 外国為替公認銀行・貿易金融		
18-187	外国為替特別銀行設置の必要性(昭和27年10月7日銀行局)	495

18-188	為替銀行の整備について(昭和27年10月27日銀行局) ……………	498
18-189	在日外国銀行について・外国保険会社の本邦進出について(昭和33年11月銀行局企画課)……………	499
18-190	乙銀の問題について(昭和36年7月10日為替局企画課) ……………	502
18-191	輸出金融に関する大蔵省・日本銀行共同調査(新聞発表)(昭和36年12月15日)……………	503
18-192	東銀問題について(昭和40年1月8日国際金融局) ……………	505
18-193	日銀による外国為替手形買取りについて(昭和40年12月14日国際金融局短期資金課)……………	509
18-194	輸入金融制度の変遷(昭和42年2月9日国際金融局短期資金課) ……………	509
18-195	甲・乙名称区分の廃止について(昭和45年7月14日国際金融局) ……………	512
18-196	為替銀行の海外業務円滑化のための措置について(昭和45年7月17日国際金融局)……………	514
18-197	輸出金融制度の改訂(昭和46年7月28日) ……………	514
(6) 沖 縄 返 還		
18-198	沖縄・北方対策庁「沖縄復帰対策要綱(第一次分)」(昭和45年11月20日閣議決定)……………	524
18-199	沖縄・北方対策庁「沖縄復帰対策要綱(第二次分)」(昭和46年3月23日閣議決定)……………	528
18-200	沖縄・北方対策庁「沖縄復帰対策要綱(第三次分)」(昭和46年9月3日閣議決定)……………	534
18-201	沖縄返還問題(財政金融的側面)(昭和44年7月9日) ……………	541
18-202	沖縄返還に伴う Financial implication について(昭和44年8月26日) ……	542
18-203	財政金融上の取極めについての米側見解 ……………	544
18-204	沖縄返還に伴う財政金融上の問題についての日本側見解(昭和44年10月15日)……………	545
18-205	検討メモ(昭和44年10月17日) ……………	547
18-206	在琉米資産処理問題の現状(昭和45年7月28日前田審議官室) ……………	548
18-207	沖縄の民政権限移行の具体化について(昭和45年9月29日前田審議官室) ……	549
18-208	General Fund の引継について(昭和46年6月2日) ……………	550

Contents

Introduction		
1	IMF-GATT System and Japan ……………	23
(1)	IMF, World Bank ……………	23
(2)	Reform of the International Monetary System — From the Fixed Exchange Rate to the Floating Exchange Rate……………	57
(3)	GATT ……………	106
(4)	Joint United States-Japan Committee on Trade and Economic Affairs ……………	111
2	Exchange Control and External Economic Affairs ……………	113
(1)	Gold and Exchange Reserves, Stabilization of Balance of Payments ……………	113
(2)	Exchange Control, Liberalization of Foreign Exchange Transactions ……………	291
(3)	Capital Inflow, Repayment of Foreign Debts ……………	342
(4)	External Investment, Foreign Aid, Reparations ……………	453
(5)	Foreign Exchange Bank, Foreign Trade Financing ……………	495
(6)	Reversion of Okinawa ……………	524

解 説

1 「資料(6) 国際金融・対外関係事項」の編集方針と収録資料について

浅井良夫

本巻には、昭和27年度から48年度までの、国際金融・対外関係事項に関連する大蔵省の資料を収録した。

国際金融・対外関係事項の大蔵省関係の資料は、本財政史シリーズの対象時期である昭和27年度から48年度については、これまで系統的な形で公刊されてこなかった。金融行政の場合には『銀行局金融年報』が存在し、予算の場合には『国の予算』が毎年刊行されているが、『大蔵省国際金融局年報』が刊行されたのは、ようやく昭和52年版(昭和52年6月刊)からである。したがって、国際金融・対外関係事項については、当該期をカバーする公式の年次刊行物は存在しない。

その欠を部分的に補う継続刊行物としては、統計データを中心とした『財政金融統計月報』の「国際収支特集号」、外国為替銀行に関する『銀行局金融年報』の統計と記述、昭和40年から刊行された『ファイナンス』の関連箇所が存在する程度である。ただし、民間の刊行物である『外為年鑑』や『外国為替』(昭和39年に『国際金融』と改題)を参照すれば、かなり詳しい情報に接することは可能である。

歴史的な資料を後世に残すということは、たんに刊行資料の蒐集と選別にとどまらない。未公刊の政策資料を、散逸しないうちに蒐集するという作業もまた重要である。政策の決定の際の考え方や、決定にいたるまでの試行錯誤の過程が判明する資料が残っていない場

合には、長い時代を経たのちには、肝心の政策意図さえ、正確に把握することが困難になってしまう。

幸いにして、為替局(昭和39年6月に国際金融局と改称)、関税局、財務官室関係の資料は、分野や時期による精粗の差はあるものの、膨大な資料が、その多くは未整理のまま残存している。

以上述べてきたような、公刊資料の乏しさと、膨大な未公刊資料の存在という状況を鑑みれば、この資料集には、国際金融・対外関係についての基本的な資料を収録することと、これまで一般には知られていなかった未公刊資料を蒐集し、後世に残すという2つの役割が同時に求められているといってもよいだろう。

しかし、両方の要求を資料集1冊の限られたスペースで、ともに満たすことはいちじるしく困難である。しかも、当該期間は22年間という長期間にわたるだけでなく、変化も多い時期であった。国際通貨制度においては、ブレトンウッズ体制の崩壊という大転換があった。わが国についても、IMF 8条国への移行、円の切上げ、フロート制への移行という流れの中で、為替管理や外資管理の自由化に向けて、小刻みの段階的な制度変更が続きつぎと実施された。

そこで、上記の2つの課題を満たすために、かなり大胆に資料の選別を行わなければならなかった。取捨選択の基準は以下の通りであ

る。

(1) 全体の流れを俯瞰できるような資料に重点を置き、通達の種類は、重要なものを除いて省略した。通達類の多くは、実務的な制度変更に関するものが多く、その内容はあまりにも細部にわたり、現在となつてはそのまま収録する価値は少ない。そうした通達類については、叙述巻の記述で、その概要を記せば足りると思われる。

(2) 要となる部分には公刊資料を配したが、全体としては、公刊資料よりも未公刊資料に重点を置いた。それは、公刊資料はなんらかの方法で入手できるから、限られたスペースをあえて用いる必要はないという理由からだけではない。歴史的資料としての価値から見た場合に、未公刊資料のなかに、公刊資料よりも資料的価値の高いものが多く見出されるからである。

(3) 未公刊資料は、原則として、財政史室所蔵資料および国際金融局所蔵資料から採録した。作成部局は、為替局(国際金融局)、財務官室が中心である。

(4) 収録時期は、かなり厳密に昭和27年から48年の時期に限定した。『昭和財政史—終戦から講和まで』の資料編においては、国際金融・対外関係事項の資料がほとんど収められていないので、その欠を補うために、占領期の資料を併せて収録することも考えたが、最終的には、スペースの都合でカットすることにした。360円レートの設定や「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和24年12月1日公布、以下「外為法」と略す)、「外資に関する法律」(昭和25年5月10日公布、以下「外資法」と略す)の制定など、昭和27～48年の時期の基本的な枠組みは占領期に作られたもの

であるから、占領期の資料はきわめて重要ではあるが、本資料集の性格上、残念ながらカットもやむをえないと判断した次第である。

(5) 関税については、これまでもいくつかの刊行資料が存在するので収録しなかった。もし収録するとなると、膨大な付表を併せて収録しなければ意味がなく、これはスペースの点でほとんど不可能である。

(6) 統計を主とした資料は、他に入手できないようなもの以外は除外した。本シリーズに統計編が存在するためである。

(7) 条約や協定などの条文は収録しなかった。これも、官報や条約集に当たれば、簡単に入手できるからである。

以上のような基準で選別した資料を、2部に分けて配置した。

第1部は、「IMF・GATT体制と日本」と題して、IMF、国際通貨制度改革、GATT、日米貿易経済合同委員会に関する資料を配した。当該期の国際通貨制度、貿易制度の推移を示す資料が中心である。第1部は、叙述巻の第1部にほぼ対応しており、とくに、国際通貨制度の面に重点を置いた。なお、大蔵大臣のIMF総会における演説や、国際通貨問題に関する声明の一部は第13巻「資料(1)」のほうに収録したので、併せて参照されたい。

第2部は、「日本の為替管理・対外経済政策」と題して、外貨準備、国際収支対策、為替管理、外資導入、対外債務返済、対外投資、対外援助、賠償、外国為替公認銀行、貿易金融、沖縄返還に関する資料を収録した。為替管理や国際収支対策が、当該期のもっとも重要な問題であったので、分量的には、この方面の資料の比重を大きくした。

2 資料解説(1)—IMF・GATT体制と日本

伊藤正直

すべてを収録すべきであるが、紙幅の都合等の理由から、貿易の自由化、8条国移行過程に関する討議等、重要と判断した年次のみを取り上げて収録するにとどめた。

なお、資料18-1「大臣演説に折り込むべき事項(IMF、IBRD及びIFC総会関係)」は、高度成長が始まった時期の、IMF、IBRD等に対するわが国の基本的スタンスを示したものであり、資料18-9「IMF 8条国移行に関する政府声明・閣議報告」は、1964(昭和39)年4月8条国移行時の政府声明と閣議報告である。

(2) 国際通貨制度改革

—固定相場制から変動相場制へ—

戦後国際通貨体制の基本的枠組みとしてのIMF体制は、1958(昭和33)年のヨーロッパ通貨交換性回復によってその基本的枠組みが整備されたが、それとともに新たな課題に直面することになった。通貨の交換性回復が、短期資本の国際間の移動を容易化し、これがアメリカ国際収支の悪化を促進、60年のロンドン金投機、アメリカ政府ドル防衛措置の発表、61年のポンド危機と対照的なマルク5%切上げ、64年のアメリカ利子平衡税の実施など、既存の体制へのパッチワークが必要とされるようになったからである。こうした状況に直面して、1960年代前半には、一方では流動性の拡充などIMFの強化策が提示されるとともに、他方では調整可能な固定相場制というIMFの枠組みの根本的再検討が提示されるようになった。

資料18-10「準備通貨に関する見解(日本蔵相代理により提出)」から、資料18-13「国際流動性について」までは、この問題に対する

(1) IMF・世界銀行

わが国は、1952(昭和27)年8月14日、第51番目の加盟国としてIMF(国際通貨基金)に加盟し、同日IBRD(国際復興開発銀行=世銀)にも加盟した。また、その後、開発途上国の優良企業に商業ベースで資金的援助を行うために1956年に設立されたIFC(国際金融公社)、同じく途上国向けに低利・長期の融資を行うことを目的に1960年に設立されたIDA(国際開発協会=第二世銀)にも、それぞれ設立とほぼ同時に加盟した。

IMF協定は、加盟国が自国通貨の為替相場を平価の1%以内に維持することを求め、経常取引のための対外支払に対し為替制限を行うことを禁じたが、戦後の過渡期の例外として、経済が回復し国際収支が安定するまでの間、暫定的に為替制限等の措置を続けることを認めていた。IMF第14条がそれで、わが国は加盟以来、1964(昭和39)年4月1日に8条国に移行するまで、この14条国の地位を続けた。

ただし協定は、早期に残存制限を廃止し8条国に移行することを求めており、その実効を期するために、14条国に対し毎年、IMFとの間で為替制限等を存続せざるをえない理由について協議し、IMFのコンサルテーションを受け入れることを義務づけていた。資料18-2「フリードマン氏ステートメント要旨」から、18-8「1962年度IMF対日コンサルテーション・スタッフ・リポート(要旨)」までは、このIMFコンサルテーションの要旨と、それに対する日本側の対応ないし対策を示す資料を収録したものである。本来ならば、毎年行われているコンサルテーションの

わが国の立場と対応策を検討したものである。当時、英米基軸通貨国と大陸ヨーロッパ諸国との間で、流動性創出を強調する前者と、インフレを警戒し制度改革や赤字国の改善努力を要求する後者という対立が次第に表面化していた。資料18-13によれば、8条国移行前後という時点にあったわが国は、「成長に必要な流動性がドルでまかなわれれば良い」と前者の立場寄りの主張を展開した。

1960年代の後半に入ると、この矛盾は次第に深刻化し、米ドルへの信認の低下、金投機、通貨投機と各国通貨の切下げ、切上げといったそれまでもみられた小爆発が、次第に頻繁かつ大規模となってきた。67年11月英ポンドの14.3%切下げ、68年3月「金二重価格制」の採用、69年8月仏フラン11.1%切下げ、10月マルク9.3%切上げが実施された。こうした状況のなかで、IMF体制の機能を維持しようとする対応策が、いくつか実行に移された。67年には、BIS加盟中央銀行間のスワップ網が拡大・強化され、68年には、ローザ・ポンド発行とともに、IMF信用供与枠が拡充され、69年には、SDR(Special Drawing Rights: 特別引出し権)が創出された。資料18-14「最近の10カ国蔵相(G/10)代理会議の動向」、資料18-15「〔金プール7カ国中央銀行総裁会議声明およびコミュニケ〕」は、これらの経緯と対策を示したものである。

だが、こうした措置にもかかわらずIMF体制の維持は困難となり、1971年8月15日、アメリカのニクソン大統領はついに金ドル交換停止を発表した。資料18-16「ニクソン大統領の経済計画に関する演説と説明資料」は、ドル防衛、雇用促進、インフレ抑制を主要課題とする経済緊急政策、すなわちいわゆる「新経済政策」とよばれるニクソン演説とその説明資料の全文である。また、資料18-17「国際通貨制度に関するIMF総務会決議」は、この結果生じた国際通貨体制の混乱に対処し、国際通貨体制再建に向けての迅速な行動を訴えたものである。調整は難航した

が、同年12月のスミソニアン合意によって、いったんは調整された固定相場に復帰することになった。資料18-18「IMF理事会決定：中心為替相場と拡大された変動幅 一時的制度」と18-19「円切上げに際しての大蔵大臣談話」は、このスミソニアン合意を受けたIMF理事会決定と水田大蔵大臣の談話を収録したものである。

しかし、このスミソニアン合意はわずか1年足らずの生命しかなく、73年2～3月には、日本の変動相場移行、続くEC6カ国の共同フロート移行によって、国際通貨制度はこれ以降変動相場制の時代に突入することになった。資料18-20「IMF総務会に対する二十か国委員会議長報告及び通貨制度改革第一次概要」、資料18-21「変動為替相場運営のためのガイドラインに関する理事会決定(仮訳)」および資料18-22「総務会に対する二十か国委員会議長報告及び改革概要」は、変動相場移行後のIMF二十か国委員会の検討内容である。いわゆるマネジド・フロート(managed float)として変動相場制度を運営すべきであるという主張がなされている。

こうした調整が進められているさなかの1973年10月、第一次石油危機が勃発した。原油価格の大幅引上げはそれ自体としても大きな問題であったが、国際通貨制度にとってもオイル・グラマーのリファイナンス問題としてきわめて重要であった。資料18-23「原油および同製品の輸入コスト上昇の当初の影響による加盟国の国際収支困難を援助するための信用供与措置設置に関する理事会決定(仮訳)」、資料18-24「オイル・フィシリティーのためのIMFの借入れに関する決定(仮訳)」は、この問題についてのIMFの決定をみたものである。

(3) G A T T

1955(昭和30)年9月、わが国は正式のGATT加盟国となった。しかし、イギリス、フランス等14カ国が、わが国に対し35条(特

定国が他の特定国に対しGATTの権利義務を留保できるという規定)を援用し、差別的輸入制限を行っていた。本項では、この対日35条援用問題について、日本が正式に再検討を要請した1960(昭和35)年10月のジュネーブ総会(資料18-25「ガット第十二回総会について」)での経過を示す資料と、翌61年、この問題についてIMF総会に提示しようとする大蔵省の資料(資料18-26「ガット35条の対日援用と差別的輸入制限」)のみを収録した。

(4) 日米貿易経済合同委員会

昭和36年11月、第1回の日米貿易経済合同

3 資料解説(2)—日本の為替管理・対外経済政策

浅井良夫・伊藤正直

なければならないことになった。当時の日本経済は援助と特需によって支えられており、自立経済の達成が最大の課題であった。しかし、各国との通商関係が正常化していないなかで、経済自立を達成することは容易ではなかった。

日米の経済協力関係の維持・強化は、経済自立達成のためにも、重要な課題であった。昭和28年10月に、MSA協定(日米相互防衛援助協定)の交渉のために池田勇人自由党政調会長が吉田総理の特使として渡米し、池田・ロバートソン会談が行われた。この会議のメイン・テーマは防衛問題であったが、池田使節団は、防衛問題を討議する前提として、アメリカ側に日本の経済情勢をくわしく説明した。資料18-35「〔池田ミッション〕諸問題の扱い方」は、池田特使がアメリカに携行する経済情勢説明資料を準備する段階で、大蔵省が作成した資料である。

援助や特需を差し引けば、日本の国際収支は大幅な赤字であったから、当面の外貨不足を乗り切るために、援助と特需の継続は不可

(1) 外貨準備・国際収支対策

復興期・高度成長期の経済運営が、つねに「国際収支の天井」を意識しながら進められたことは周知の事実である。成長のスピードが速すぎて、外貨危機に陥ると、IMF等の緊急融資を受けながら、金融引締めを中心とした緊縮政策を実施し、投資のペースを緩めるといったパターンが、昭和43年頃に「国際収支の天井」がなくなるまで続いた。昭和43年からは、一転して外貨準備が急増しはじめ、アメリカとの間に摩擦が生じるが、国内でも、これまでの為替政策の見直しが迫られた。

本節には、このような歴史過程をヴィヴィッドに示す資料を収録することができた。テーマの重要性を鑑みて、分量的にも他の節よりも多くのスペースを割り当てた。

特需と経済自立 占領期においては、対外関係の権限は占領軍が握っていたので、国際収支の問題も基本的には占領側が考慮すべき問題であった。しかし、講和条約締結後は、日本政府が国際収支の舵取りの責任を果たさ

欠であった。経済援助は、余剰農産物援助という形で得ることができたものの、金額的にはわずかであり、外貨準備には、それほど大きな寄与は果たさなかった。金額的に大きかったのは特需である。1953(昭和28)年7月に朝鮮休戦協定が締結されたのち、特需が継続するかどうかが大問題であった。在日米軍による兵器の購入、韓国の復興援助物資や東南アジア援助物資の日本での調達(いわゆる域外調達)による「新特需」に、日本は期待を寄せた。資料18-36「特需、特に日本における域外買付の現状」は、昭和29年時点の特需の実態を明らかにした調査である。特需のうち、直接兵器に対する需要は昭和30年頃までには激減し、一時期は有望視された日本の防衛産業も曲がり角を迎えることになった。資料18-37「〔兵器産業に関する米側要請〕」、資料18-38「兵器産業に関する米側要請」は、アメリカ側との兵器特需に関する交渉の一部を示す資料である。

外貨危機と国際収支対策 講和条約発効と同年の昭和27年に日本はIMFに加盟した。講和後の消費拡大と積極的な財政金融政策の結果、昭和28年には国際収支が悪化し、外貨準備は昭和29年6月末には6億ドルまで急減した。その結果、昭和28年9月以降、金融・財政面で緊縮政策がとられるとともに、深刻なポンド不足への対策として、ポンド・スワップ、IMFからの円貨によるポンド買入れ等の手段が講じられた。昭和28～29年の外貨危機について、大蔵省があとからサーヴェイした資料は発見できなかったが、資料18-34「昭和二十八年度国際収支見透しについて」は、国際収支が悪化しつつあった昭和28年5月時点において、昭和28年度の国際収支見直しを行った資料である。

引締め政策が功を奏して外貨危機を乗り切った日本は、昭和30年から32年にかけて「数量景気」、「神武景気」を現出したが、昭和32年には景気の過熱から輸入が急増し、再び外貨危機が発生した。昭和32年6月19日に「国

際収支改善緊急対策」が閣議決定され、同年7月と8月の2度にわたってIMFから計1億2500万ドルの緊急借入を行った。資料18-41は、「国際収支改善緊急対策」の閣議決定、18-40「国際収支改善対策に関する問題点(メモ)」は、事前の検討資料である。併せて、昭和32年の外貨危機の経過を詳細に追った報告「昭和32年外貨危機に際しての資金繰と問題点等について」(資料18-42)を収録した。

1958(昭和33)年12月に西欧12カ国が通貨の交換性を回復する措置をとるまでは、外貨バランスを調整する際には、ドル準備だけでなく、ポンド準備やオープン勘定も考慮に入れる必要があった。1950年代末に、多角的な決済システムが復活するまでは、2国間の煩瑣な通商・支払をめぐる交渉が繰り返されなければならなかった。資料18-39「日英通商交渉について」は、昭和31年10月1日に始まった日英通商交渉の交渉(昭和32年2月26日妥結)の中間段階における記録である。この交渉は、日本のポンド残高が急減したなかで行われたため、イギリス側に対日輸入の増加を求めることが主たる目的であった。この交渉のさなかの昭和31年12月に、イギリスが突然日英支払協定の廃止を提案してきたが、この資料はそれ以前の日付なので、この問題には言及していない。

昭和31年頃にさかんに論じられたテーマに、「外貨バッファ論」がある。外貨準備をクッションとして国内経済の安定的な成長を図ろうとする counter-cyclical な政策をめぐる議論であった。その際に、バッファの役割を果たすためには、どの程度の外貨準備が必要かをめぐってさまざまな試算がなされた。資料18-43「適正外貨準備高について」は、そうした議論を背景に、大蔵省内で適正外貨水準を試算した資料である。

昭和35年以降、為替自由化が本格化し、IMF 8 条国への移行も日程に上ってくると、外貨割当を行っていた外貨予算制度の廃止ないし縮小は必至となった。資料18-44「対外

支払計画の運営要領(資金課案)」は外貨予算制度の改廃に関する大蔵省内の検討資料であり、資料18-45「外貨予算制度に関するIMFの考え方(資料)」は、この問題についてのIMFの見解である。

戦後(講和条約発効後)3回目の外貨危機は、昭和36～37年に発生した。昭和36年はじめから経常収支は赤字に転じ、外貨準備は昭和36年10月末に15億600万ドルにまで落ち込んだ。政府は同年9月末に「国際収支改善対策」を発表して、総合的な緊縮政策を実施するとともに、在日米銀3行からの借入とIMFスタンド・バイ・クレジットの緊急融資によって短期間に外貨危機を脱することができた。資料18-49「国際収支改善対策」および、外貨借入に関する資料として、資料18-47「外貨資金繰緩和のための短期借款について」と、資料18-48「ヤコブソン会談要旨」、資料18-57「昭和36年の三行借款について」を収録した。なお、資料18-48の中のヤコブソンとは、当時IMF専務理事であったスウェーデン人のペール・ヤコブソン(Per Jacobsson)のことである。

昭和30年代後半の短資問題と国際収支 1960(昭和35)年頃、各国での為替自由化が進展するにつれて、国際的な短資の移動が活発になっていった。短資には、貿易と関係した輸入ユーザンス等の短資と、貿易とは直接は関係のない非居住者自由円預金等の短資との2種類がある。昭和35年の非居住者自由円預金の創設以降、とくに問題となったのは、貿易と直接関係のない短資であった。貿易と結びついた短資は安定的な資金であるが、ユーロ市場等から流入する、貿易と関連のない短資は投機的・浮動的なので、警戒しなければならないというのが、当時の一般的な受止め方であった。しかし、短資流入はわが国の国際収支の天井を高めるうえで有益でもあったので、短資流入を一概に抑制することは適切ではないと考えられた。短資流入が国内金融政策を攪乱するとの日本銀行の懸念に対して

は、大蔵省為替局(国際金融局)は、そのような危険は少ないと見た。むしろ、国際収支悪化時の投機的な短資の流出こそが最大の問題であり、そうした投機的活動を封じ込めるような短資対策を講ずるべきだとしたのである。

資料18-54「わが国の短資対策」は、昭和39年9月頃に作成されたものと推定されるが、昭和30年代までの短資対策の概要を知るのに適切な資料である。資料18-50「米国銀行の対日短期債権について」は、米国銀行が日本に供与していた短期債権の規模を示した資料である。米銀の短期債権の大部分は、輸入ユーザンスである。資料18-51「短期外資と国内流動性(メモ)」、資料18-52「短期外資と国内金融との関係」は、短資が国内金融に与える影響を検討した資料である。

昭和38～39年の国際収支悪化は、外貨危機にまでは立ち至らなかったが、それでも一時は外貨準備が19億ドル台を割り込んだ。昭和38年10月に日本銀行と米連銀との間に結ばれたスワップ協定は、アメリカのドル防衛策への協力であると同時に、日本側の外貨危機対策の意味も持った。資料18-53「日銀・米連銀スワップの実施について」は、日本の外貨準備補強策としてのスワップの役割を示す資料である。

1964(昭和38)年8月にアメリカで利子平衡税法が成立し、アメリカが資本流出を規制しはじめると、アメリカ市場からの長短資金の調達は次第に困難になっていった。資料18-55「短期インパクト・ローンの処理方針について」は、期限1年以下の短期インパクト・ローンに関して、利子平衡税対策を検討した資料である。

1965(昭和40)年にアメリカでは金利が急上昇し、それまでアメリカより日本の金利が大幅に高いのが常態であったのが、日米金利差が縮小し、逆転現象も現れた。こうしたなかで、輸入ユーザンス等の短期資金の外貨から円へのシフト(円シフト)が発生した。資料18-56「外貨準備金制度の改正について」は、

円シフト対策の一環として実施された昭和41年4月1日の外貨準備率引下げ措置(25%から15%への引下げ)の必要性を説明した資料である。

外貨準備増加抑制・短資流入規制政策の展開 昭和43年半ば以降の外貨準備の急増は、それまで長期にわたって存続した「国際収支の天井」を取り払い、外貨不足時代を終焉させた。このため政策目標の重点は、40年代前半までの外貨準備のできる限りの増大という位置づけから、安定した経済成長の下でのモデレートな外貨準備の増加という方向に軌道修正され、さらには円切上げ回避という目的を含んだ「外貨準備べらし」のための規制へと転換するようになった。

資料18-59「外貨準備高について」、資料18-60「外貨準備の適正保有量等について」は、こうした政策転換の過渡期の資料である。昭和42年の秋以降は、ポンド切下げを契機に国際通貨不安が徐々に高まり、通貨投機としての短資流入が次第に顕在化してきたため、外貨準備問題は短資問題と結びついて検討されるようになった。そして、わが国の貿易金融が短期外資依存という構造を有していたため、短資対策は貿易金融に対する施策と連動して進展した。すなわち、輸入金融における外貨輸入ユーザンス方式、輸出金融における輸出ユーザンス方式は、いずれも貿易金融と短資を結びつけるわが国特有の方式を含んでいたため、これらが昭和44～45年には、短資流入→外貨準備増加の大きなルートとして働くようになったのであった。

資料18-61「当面の為替銀行の短資問題について」から資料18-73「わが国の対外ポジションについて(メモ)」までは、昭和42～43年時点での、短資移動が外貨準備に与える影響とその対策を検討したものである。とくに、資料18-72「短期資本の動きとその対策について(メモ)」は、銀行部門、非銀行部門それぞれの短資移動の要因を詳細かつ総合的に分析しており、その後の大蔵省の外貨準備策、

短資対策の前提となった。なお、外貨準備といたるとき、一体どの範囲までを外貨準備とするのか、公表されている外貨準備高は何を含むのかは必ずしも明らかでなかった。資料18-68「外貨準備高と保有外貨との相違点について」は、その内訳を示したものであり、資料18-71「金保有高の推移」は、このうちの金保有高をみたものである。

こうして44年に入ると、輸入制限の緩和、海外投資規制の緩和、中長期外資(インパクト・ローン、外債)流入の抑制といった市場対応措置、円シフト弾力化、円ドル・スワップ、新円ドル・スワップ、円転規制といった為銀部門へのポジション指導、政府外貨債務の繰上げ償還、国債整理基金の外貨国債の運用保有、大蔵省・日本銀行による外貨国債または非流動外貨資産等の取得、日銀保有外貨の為銀預託等の公的部門における外貨運用策の提示などが次々ととられていった。この結果、昭和44年4月の抑制措置開始以来45年11月に至るまでの外貨準備増加抑制額は合計で27億4700万ドルに達した。資料18-74「銀行部門の対外短期ポジションの改善について」から、資料18-78「円シフトの促進策について」までは、これらの措置についてみたものである。

この間、国際的には、1967年のSDR創出決定、1968年の金二重価格制採用、1969年のフラン切下げ、マルク切上げなどを契機に、通貨調整過程の改善の手段としての為替相場制度の弾力化の問題が、各国政策当局者の間で公式、非公式に議論の対象とされるようになっていた。OECD第3作業部会(WP3)でも、「切上げ、切下げは国家主権の問題」として公式の議題とはならなかったものの、非公式には、フローティング・レート問題についての、米英間、米独間、米仏間のバイラテラル・トークが、1969年頃から開始されていた。円の切上げ問題が、徐々に表面化してきたのである。だが、わが国の基本線は、政府・財界・マスコミを含め、その大勢はあく

まで円切上げを回避するということにあった。

ただし、政策当局のなかで、平価調整の方向がまったく検討されてこなかったわけではなかった。大蔵省では、国際金融局内の一部で昭和44年末頃、為替レート切上げの可能性とその効果についての検討が、内密に進められたことがあった。いわゆる α 作業がそれで、資料18-79「黒字基調に伴う問題」から、資料18-82「第2回(案)」まではこれに関する資料である。この検討作業は、その後の圧倒的な切上げ反対論によって、表面に浮上することはなく、作業そのものも中断した。

こうして昭和44年9月から45年いっぱいにかけて、さまざまな形態での外貨準備増加抑制措置が実施された。にもかかわらず、外貨流入の勢いはこれらの抑制措置の想定を上回り、46年に入ると外貨準備高は月3億ドル以上のペースで増加するようになった。外貨準備急増の要因は、貿易収支黒字、公社債株式等の証券投資、ドル・シフト等にあったが、なかでも緊急の対策が必要とされたのは、ドル・シフトと証券投資であった。46年に入ってこれらが急速に進行したのは、45年秋以降海外金利が急激に低下したためであった。資料18-85「ドル・シフト対策」、資料18-86「外貨流入対策について」は、これへの対策を示したものである。

ところが、昭和46年5月の欧州通貨不安の勃発によって、情勢は一挙に緊迫化した。5月6日には東京為替市場の銀行間直物ドル取引は3億4900万ドルと史上最高を示し、8日には通常の6.7倍の6600万ドルの直物取引があり、10日にはマルクの変動相場制移行にともない欧州為替市場での円買いが急増、ロンドンでは邦銀が円取引を停止するなどの事態となった。ドルの先行き不安も加わって先物ディスカウント幅はあっという間に拡大し、円切上げ問題は、こうしてついに国内問題としても正面から登場するようになった。

しかし、政府、産業界はいうまでもなく、

ジャーナリズム、エコノミストも含め、当時は円切上げに否定的な見解が圧倒的であった。円切上げは、日本産業とくに造船、繊維、電機、自動車等の輸出産業に深刻な打撃を与える、国際収支の黒字不均衡は、制度的保護という条件下で発生しているものであり、制度改正をまず先行させることこそが必要である、切上げではなく公共投資の促進により内需を喚起し、国際収支黒字を圧縮すべきである、といった主張が、噴出したのである。こうした状況のなかで、政府は6月4日、いわゆる「円対策8項目」を決定した。資料18-88「総合的対外経済政策の推進について」がそれである。そして、こうした政策が実施に移されているさなかに、8月15日ニクソン・ショックが日本を襲ったのであった。

円切上げから変動相場制への移行 昭和46年8月15日(日本時間16日)のニクソン声明の発表後、ヨーロッパ諸国は声明の為替相場に与える影響を懸念し、翌16日より次々と為替市場閉鎖を決定、閉鎖は結局1週間継続したが、わが国のみはこの間も為替市場を開きつけ、360円レートの維持を図った。このためニクソン・ショック以降のドル売りは、ショックの8月16日から暫定的フロート移行の27日までの12日間に39億ドルに達し、この結果、わが国の外貨準備高は、7月末の79億2700万ドルから8月末には125億1400万ドルへと、わずか1カ月の間に45億ドルも増加した。

こうした状況のなかで、9月6日、大蔵省は、貿易外取引の管理に関する省令について改正を行ったうえで、翌7日日本銀行総裁宛に通牒「外国為替公認銀行の外貨負債等に関する規制について」(蔵国第4743号)を発した。こうして円転規制、対外債務残高規制、自由円規制が法制化された。資料18-89「今後の為替政策について」は、これらの措置についての基本方針を示したものである。

国際通貨調整は、ヨーロッパ諸国とアメリカとの厳しい対立の中で難航した。資料18-

90「平価調整の今後の進め方について」は、こうした両者の対抗の中での日本の基本的スタンスを確立しようとしたものである。この対立は、11月末～12月初めのローマ会議で妥協の見通しがつき、12月17～18日のワシントンG10会議(スミソニアン会議)で、ドル切下げ＝金価格改訂と輸入課徴金の廃止、各国の個別的対ドル切上げによる新レートの設定という形でさしあたりは落ち着いた。資料18-92「通貨調整に関する報告書」、資料18-93「通貨調整前後における為替市場対策について」は、このスミソニアン合意に至るわが国の為替市場の推移について全体的に総括したものである。

スミソニアン合意成立の結果、ニクソン・ショック以降の一連の為替管理強化措置は、いったんは大幅に緩和されることになり、外貨管理の見直しも進められた。資料18-94「外貨集中制度の廃止について」、資料18-95「第二外為特会創設論について」はこれに関する資料である。

スミソニアン合意によっても国際通貨不安はおさまらず、わが国は昭和48年2月に変動相場制に移行、EC 6カ国も3月に共同フロートに移行し、以後世界は変動相場制の時代に入るようになった。

(2) 為替管理・為替自由化

為替管理の法的枠組みは、昭和24年12月1日に公布された「外国為替及び外国貿易管理法」を中心とした法律・法令によって形作られていた。また、為替管理を執行する手段は、外貨集中制と外貨予算制度の2本柱によって成り立っていた。

為替管理がもっとも徹底的な形で実施されたのは、昭和35年に貿易・為替自由化が実施されるまでの時期であった。保護貿易的な為替管理は、昭和39年のIMF 8条国への移行により基本的に廃止されたが、強い為替管理の体制は、その後も維持された。本節の資料をグルーピングすれば、昭和30年代半ばまで

の時期の為替管理体制に関する資料、貿易・為替自由化措置に係わる資料、360円固定レート制が崩壊していった時期の資料の3つに区分できよう。

為替自由化開始以前の為替管理 オープン勘定とは、貿易・送金取引をそのつど現金決済するのではなく、2国間の支払協定にもとづいて、一定期間ごとに帳尻だけを決済するシステムである。1930年代に多角的決済システムが崩壊し、各国において為替管理が強化されたなかで、貿易を維持する工夫として編み出され、普及した。戦後日本では、占領期に多くの国々との間に貿易・支払協定が結ばれ、オープン勘定を用いた貿易はかなりの比重を占めた時期があった。資料18-96「オープン勘定制度の考察(未定稿)」は、講和直後の時期にオープン勘定制度の得失を検討した資料である。この制度の利点が薄れつつあり、多角的決済の方法を考慮しなければならない段階に来ていると述べている。

資料18-97「優先外貨制度について」は、IMFの優先外貨制度廃止の意見を検討した資料である。この制度は、輸出促進の観点から、輸出業者に対して、その業者の輸出額の一定割合の外貨使用枠を与える制度であり、昭和24年6月に創設された。IMFは人為的な輸出促進策であるとして、この制度に強く反対していたが、西欧諸国も類似の制度を採用していたという事情もあり、この資料が作成された昭和28年時点では、日本はできるだけ制度を維持したいと考えていた。優先外貨制度は、その後昭和26年12月に輸出振興外貨制度と名称を変更し、さらに昭和28年8月に外貨資金特別割当制度の名称になった。資料18-106「外貨資金特別割当制度の廃止について」は、為替自由化措置の一環として、昭和35年4月1日にこの制度が廃止されるに先立ち、その意義について述べた資料である。

1958年に西欧諸国が通貨の交換性を回復させるまでは、日本の外貨勘定は、ドル勘定、ポンド勘定、オープン勘定の3つに区分され

ていた。もちろん、オープン勘定は1つの勘定ではない。二国間の決済方式であるから、オープン勘定協定の締結国の数だけ勘定も分かれている。このうち、オープン勘定についての資料は、資料18-96にすでに掲げたが、ポンド勘定に関してその問題点を整理したものが、資料18-98「日英支払協定の問題点」である。

資料中に十分述べられていない日英支払協定の沿革について、簡単に補足しておきたい。戦後最初の支払協定は、昭和22年11月14日に、GHQ/SCAP(連合軍最高司令官総司令部)とスターリング地域諸国との間に結ばれた。この協定は、日本保有のポンドをドルと交換できるというドル・クローズを明記している点で、ポンドの交換性の早期回復を望まないイギリスにとっては不利な内容であった。そのために、昭和26年8月の改訂の際には、イギリス側はドル・クローズの撤廃を強硬に主張し、結局、ドル・クローズは撤廃されることになった。その結果、予想されたように、その後しばらく日本はポンド・バランスの維持に多大の苦労を余儀なくされることになった。日英支払協定は、イギリス側の申入れにより、昭和32年4月1日に廃止された。なお、この問題と関連して、前掲資料18-39「日英通商交渉について」も参照されたい。

資料18-99「円の交換性取得について」は、昭和28年という早い時期に、円の交換性回復の展望を検討した資料である。また、資料18-100「昭和29年下期外貨予算について」は、昭和20年代から30年代にかけての外貨管理の中心的な手段であった外貨予算について、その作成の過程を記した一資料を例示的に掲げた。

ドッジ・ライン以降、オーバー・ローンは日本の銀行・企業の経営の不健全性の象徴と目され、その解消は金融界にとっての最大の課題であった。オーバー・ローン問題については、本巻のテーマではないので、詳しくは第10巻「金融(2)」を参照されたい。ここでは、

外貨管理との関係で、資料18-101「企業及び金融機関のオーバー・ボローイング解消のための外貨活用方策」を収録する。これは、政府保有の外貨を日本銀行に売却し、その資金を日本開発銀行、日本輸出入銀行の原資に充て、オーバー・ローンを解消するという案であり、昭和28年末～29年はじめに作成されたものと推定される。この案の発端は、昭和28年秋に池田勇人自由党政調会長が池田・ロバートソン会談に携行したオーバー・ローン解消案(「池田構想」)にあり、その後大蔵省内でさらに検討が進められたものである。第17巻資料17-31、17-32に関連資料が収録されているので、参照されたい。

資料18-102「平衡操作の仕組みについて」は、為替平衡勘定の創設を検討した資料である。昭和34年9月の為替相場の変動が一定の幅で認められたのを機に、大蔵省は平衡勘定創設について検討を始めた。資料18-110「相場変動幅の拡大及び平衡操作の実施について(試案)」も、為替平衡操作の解説についての検討資料である。実際に為替平衡勘定が設けられたのは、昭和38年4月であった。

「貿易・為替自由化計画大綱」の発表と為替自由化 昭和35年1月5日に、「貿易・為替自由化計画大綱」が発表され、貿易・為替自由化が重点国策として推進されることになった。「大綱」は、第13巻「資料(1)」に収録したので、それ以外の関連資料を資料18-103～18-112に収録した。

「大綱」が閣議決定される1年余り前の昭和33年11月に、大蔵・通産両大臣の諮問機関として「外国為替及び外国貿易管理法改正に関する専門委員会」が設置され、昭和34年12月には「対外経済法要綱案」が作成された。この案は、法案として国会で審議されるまでには至らなかった。資料18-103「外国為替及び外国貿易管理法改正専門委員会の運営状況について(中間報告)」は、第7回までの委員会の経過を記したものである。同委員会は、昭和34年末までに外為法と外資法を一本化する

という結論を出したが、この案に対して通産省は賛成せず、同案を支持する大蔵省との意見の違いが生じた。資料18-104「外国為替及び外国貿易管理法と外資法との改正に関する問題」は、こうした事情を詳細に述べた資料である。資料18-109「為替管理法及び外資法の根本的改正案を本年度通常国会に提出する場合の問題点」は、全面改正は時期尚早であるとの大蔵省の結論を述べた資料である。

なお、同委員会の結論である「外国為替貿易管理法および外資法の改正について」(昭和34年12月)と、「対外経済法(第2次案)」(昭和34年12月)は、渡辺誠『為替管理回想』(外国為替貿易研究会、昭和38年)に収録されているので参照されたい。

資料18-105「貿易・為替の自由化の意義」は、「大綱」と関連して、貿易・為替自由化の意義を、国際経済、国内経済の両面について、大所高所から論じた資料である。また、資料18-107「為替自由化の方向と問題点」は、為替自由化の具体的な措置について、その概要と問題点を記した資料である。また、当時とくに注目された自由円預金の創設については、新聞発表文を、資料18-108「非居住者自由円勘定の開設」として掲げた。自由円預金とは、非居住者が本邦外為銀行に交換性・振替性を有する預金勘定を開設することができるようにする措置のことである。

わが国は昭和39年4月1日にIMF 8条国へ移行した。資料18-112「わが国・八条国へ移行—その国際的意義と問題点—」は、8条国への移行の意義について述べた、大蔵省発表の文章である。

変動相場制への移行 昭和46年8月のニクソン・ショック以後、わが国は戦後長期にわたって続いた1ドル360円の固定相場から離脱し、変動相場制への移行を遂げていく。この時期の為替管理政策については、外貨準備政策や国際収支対策と重なる面が多いため、本項に関連する事項の多くは、「(1) 外貨準備・国際収支対策」収録資料に記述されてい

る。

このため、本項では、昭和46年年末～47年年初の為替管理規制緩和措置に関する資料(資料18-117「銀行部門の為替管理規制緩和の考え方」、資料18-118「今後の為替管理政策について」、資料18-120「[円フロートに伴う大蔵大臣談話]」)を収録した以外は、360円レート離脱、スミソニアン合意、フロート移行時における大蔵大臣談話、特別声明、発言要旨を収録するにとどめた。この間の細かな経緯については、第12巻「国際金融・対外関係事項(2)」を参照されたい。

(3) 外資導入・対外債務返済

本節の資料は、大きく分ければ3つのテーマになる。第1は、占領期に日本がアメリカから受けた援助の返済に関する問題、第2は、世銀借款を中心とした昭和20年代末から40年頃までの間接投資中心の外資導入の問題、第3は、昭和42年に始まり昭和48年に終わる資本自由化(対内直接投資の自由化)の問題である。

ガリオア債務返済問題 講和後に解決すべき対外債務返済問題は2つあった。第1は、占領期に日本がアメリカから受けたガリオア援助(占領地域救済援助)の返済であり、第2は戦前の外債の処理である。戦前外債処理についての資料は本巻には収録していないが、第15巻「資料(3)租税・国債」の資料15-97「外債処理に関する米英との取極めの要旨」を参照されたい。

ガリオア援助(ガリオア援助と総称していたが、ガリオア援助以外に、プレガリオア援助、アメリカ軍私下物資、余剰報奨物資も含む)については、日本政府は当初から一貫して、アメリカ政府が明瞭に贈与と表明した一部分以外は、贈与ではなく債務と考え、その旨を公の場でも述べていた。しかし、国内にはガリオア援助を贈与とみなす意見もあり、また、援助総額の算定や、返済方法をめぐっては日米間の見解の隔たりもあったために、

交渉には長期間を費やす結果となった。交渉開始から10年近くを経た昭和37年1月に、ようやく「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が締結され、返済額4億9000万ドル、金利2%で、15年間返済という条件で決着した。

講和直後の時期に大蔵省が把握したガリオア債務の全容と、債務の処理についての考え方を示す資料が、資料18-125「対米債務の返済」、資料18-126「見返資金設定以前とその後」、資料18-127「米国の対日援助の実績について」である。後者の2点の資料は、資料18-125に付されている資料である。いずれも作成年月日は明記されていないが、内容から判断すれば、昭和28年後半か、昭和29年の作成であろう。ほぼ同じ時期に財務参事官室で作成された資料18-128「対米関係懸案事項に関する調査」(昭和28年7月25日)では、対米債務から差し引かれるべき対米債権について詳しく記述されている。そのうちでもとくに多額にのぼると見られたのが、昭和25年1月に民間貿易が全面的に再開される以前に行われた連合軍占領下朝鮮および韓国(1948年8月成立)との間の貿易の差額の未決済額4700万ドルであった。その経緯については、資料18-129「いわゆる対米債権4千7百万ドルについて」と題する資料(作成年月日不明)に詳しく記されている。なお、講和後にも日韓貿易において4500万ドルのオープン勘定の貸越残高が発生し、未決済のまま毎年繰り越されるという問題が発生したが、この問題は1965年6月の日韓基本条約で最終的に決着した。

ガリオア交渉は、昭和28年10月の池田・ロバートソン会談の時から始まるが、その後の交渉の足どりは遅かった。昭和34年9～10月の佐藤蔵相の訪米の際に、アンダーソン財務長官からこの問題の解決を強く要請された。資料18-145「ガリオア問題に関する大蔵大臣とアンダーソン財務長官との会談録(案)」は

その記録である。また、資料18-143「ガリオア処理交渉会談の要旨」は、佐藤蔵相訪米の少し前の昭和34年4月に、昭和31年以来3年ぶりに開催された事務レベルの会談の記録である。

世銀借款をはじめとする外資導入 外資導入については、外為法と外資法によって規制された。外資法は、国際収支の改善または重要産業・公益事業の発達に寄与する外資に限りその導入を認めるとうたい、外資導入とその対価の対外支払には、外資委員会の認可または届出を要することとしていた。昭和40年代の資本自由化に至るまでの、外資に対する日本政府の基本的な姿勢は、大雑把に言えば、技術導入や間接投資については、国際収支調整に大きな障害が生じない限りは寛大かつ積極的であったのに対して、直接投資については厳格かつ制限的であった。

講和条約発効後、日本が外国と締結した最初の通商条約は、アメリカとの間に昭和28年4月2日に結ばれた日米友好通商航海条約であった。米国政府は、日本の国際貿易が正常な状態に復帰することを望んでいたから、新通商条約の締結にも積極的であり、両国政府の間に深刻な問題は存在しなかった。ほぼ唯一の争点は、日本への直接投資の制限の問題であった。アメリカ側は無条件の内国民待遇を求めたが、日本側は選択的導入方針を維持しようとした。資料18-122「日米通商航海条約に関する意見(案)」と資料18-124「日米通商航海条約について」は、日米通商航海条約に関する大蔵省内の検討資料である。

間接投資は、講和後しばらくは、世界銀行借款・ワシントン輸出入銀行借款(1968年米国輸出入銀行と改称)が中心で、海外資本市場における国債・政保債・社債の発行が可能になったのは昭和30年代半ばであった。

昭和30年前後の、外資導入一般についての大蔵省の見方を示しているのが、資料18-132「外債起債能力と外資導入」、資料18-137「外国資金の導入について」である。資本蓄積が

乏しい日本が経済自立を達成するためには、積極的に外資(間接投資)を導入する必要があるとしながらも、他方で、返済能力を考慮しつつ、安易な外資導入を避けるべきだとしている。

日本は、1952年に世界銀行に加盟したが、その直後の1952年10月にガーナー副総裁を団長とする視察団が日本を訪れている。特定のプロジェクトの調査のためではなく、日本の一般的な状況の視察が目的であった。資料18-130「国際復興開発銀行1953年度対日使節団日本の経済及び財政政策に関する非公式覚書」は、この使節団の報告書である。ドッジ・ラインで収束したインフレが、財政膨張や金融緩和により再燃していることに懸念を表明し、合理化政策により日本の産業が近い将来に輸出競争力を獲得することについて疑問を投げかけるなど、報告書の日本経済に対する評価は厳しい。

その後、世銀は日本に対する評価を改め、積極的に融資申請に応じるようになった。資料18-139「3月12日世銀ブラック総裁と渡辺公使との会談録」、資料18-140「道路関係の外債募集について」は、昭和30年代前半の世銀との交渉内容の一部を示す資料である。また、昭和30年前後には、国内の円資金不足対策としての、インパクト・ローン(設備機械など特定の輸入品と結びつかない外資導入)の可能性や、是非がさかんに議論された。資料18-133「世銀外資受入れの意義～併せて、円資金調達の方法」、資料18-135「インパクト・ローンの取扱について」などの資料がこの問題を検討している。

昭和29年3月8日にMSA協定(日米相互防衛援助協定)が締結された。これと同時に、農産物購入協定、経済措置協定、投資保証協定が結ばれた。経済的な面できくに重要なのは、このうち農産物購入協定である。これは、アメリカ側から見れば西側諸国の軍事力強化と、余剰農産物の処理とを結びつける政策であったが、援助受入国にとっては、食糧や原

料の輸入外貨を節約できるメリットがあった。1954年にアメリカにおいて、PL480(農産物貿易促進援助法)が成立し、昭和30、31年度に日本はこの法律に基づく余剰農産物援助を受けた。資料18-131「新年度の米国余剰農産物について」、資料18-134「余剰農産物に関する問題点」、18-138「余剰農産物の第三次受入れについて」は、余剰農産物援助受入に関連する資料である。

1960年頃には、経済自立から高度経済成長へと政策目標は転換したが、外資導入は引き続き、国内の資本蓄積を補うために不可欠とされた。この頃になると、海外資本市場での外債の発行が可能な条件も整ってきた。まず外債国債の発行が計画され、昭和34年2月に戦後初の外債発行が実現し、ついで、昭和30年代後半には政保債、社債が欧米市場で相次いで発行された。また、昭和35年には「貿易・為替自由化計画大綱」が発表され、貿易為替自由化が本格的に進むことになり、外資導入の自由化も検討された。

資料18-141「外資導入の規模について(案)」は、新長期経済計画(昭和32年)の目標である経済成長率年6.5%を実現するためには、今後5年間にどの程度の外資導入が必要であるのかを検討した大蔵省為替局の作成資料である。昭和33年度から37年度に1.5億ドルの外資を導入することが適当であるという結論となっているが、その際に、外債国債の発行の是非も併せて検討している。資料18-142「外債の発行について」は、外債国債の発行を検討した資料である。基本的には外債国債を発行すべきだという結論だが、外債発行が内債発行を誘発しかねない点については警戒的である。

世銀借款については、世銀側は日本はすでに自力での資本調達が可能なので、世銀借款を受けるべきではないという立場を昭和36年から公式に示していたが、日本側は社会資本の充実などのために、世銀借款をできるだけ継続したいと考えた。結局、昭和41年まで日

本は世銀借款を受けることになった。資料18-150「昭和41年の世銀借款について」、資料18-152「大臣・ウッツ会談」は、昭和30年代後半～40年代初めの世銀と日本政府との交渉内容の一端を明らかにする資料である。ウッツは、第4代世銀総裁のジョージ・ウッツ(George D. Woods)である。

資料18-147「今後の外資導入に関する方針」は、為替自由化措置との関連で、外資導入政策の見直しを検討した資料である。「日本経済に悪影響を及ぼさない外資についてはできるだけその導入を促す」という立場から、外資の認可基準の緩和、ADR等の新たな形態の資本輸入の促進など検討している。

資本自由化 直接投資の自由化については、昭和30年代後半にはまだ本格的な検討は始まっていない。資料18-148「資本取引の自由化について」、資料18-149「外資規制改正の概要」は、この時期の対内直接投資政策を示す資料である。

昭和39年4月のOECD(経済協力開発機構)加盟以降、日本は欧米諸国から対内直接投資の自由化(いわゆる「資本自由化」)を迫られるようになった。昭和42年2月に、水田蔵相は外資審議会に対して、資本自由化の方針について諮問を行った。同年6月2日の外資審議会答申を受けて、7月1日に第1次資本自由化措置が実施された。資料18-153「外資審議会答申 第一次対内直接投資自由化」は第1次資本自由化の答申、資料18-154「対内直接投資等の自由化措置の実施に際しての官房長官談話」は、その際の官房長官談話である。資本自由化にともなって予想される外国企業の進出に対する対策が詳しく検討されている点に、自由化を「黒船襲来」ととらえた当時の状況が反映されている。第1次資本自由化の閣議決定は、第13巻「資料(1)」に収めてあるので、参照されたい。

資料18-157「外資審議会答申 第二次対内直接投資自由化」は、第2次資本自由化措置(昭和43年3月1日実施)に関する答申である。

資料18-160「外資審議会答申 第三次対内直接投資自由化」は、第3次資本自由化に関する外資審議会答申であり、資料18-159「第三次自由化における証券業・銀行業の自由化について」は、第3次自由化の際に50%自由化業種になった銀行業・証券業をめぐる、自由化積極論と消極論を整理した資料である。また、資料18-158「資本自由化と独占禁止法」は、第3次自由化を準備する過程で、資本自由化と独占禁止法との関係を検討した資料である。

資料18-162「外資審議会答申 自動車産業に係る対内直接投資の自由化」は、「第3次半自由化」とよばれた自動車産業の資本自由化(昭和46年4月1日実施)に関する答申である。

第4次資本自由化(昭和46年8月4日実施)については、資料18-163「外資審議会答申 第四次対内直接投資自由化」を収録した。

資本自由化措置は、昭和48年5月1日実施の「原則100%自由化措置」で終了した。資料18-168「外資審議会答申 対内直接投資等の自由化」は、「原則100%資本自由化」に関する外資審議会答申である。資料18-167「日米事務レベル会議(於箱根昭和47年7月25日～28日)に於ける結論の概要(対内直接投資関係)」は、この措置と関連した、日米事務レベル協議(昭和47年7月開催)の合意事項のメモである。

対内直接投資の自由化措置と並行して、技術導入の自由化措置も実施された。第1次技術導入自由化措置は、昭和43年6月1日に、第2次技術導入自由化措置は、昭和47年7月1日に実施された。資料18-155「技術導入の自由化につきどのような方針をとるべきか」と、資料18-156「外資審議会答申 第一次技術導入自由化」は、第1次技術導入自由化の答申と、その関連資料である。また、資料18-164「技術導入自由化について」、資料18-165「[外資審議会調査小委員会副委員長報告]」、18-166「外資審議会答申 第二次技術

導入自由化」は、第2次技術導入自由化の際の答申と、その関連資料である。

(4) 対外投資・対外援助・賠償

賠償と昭和30年前後の経済協力 講和条約後の賠償については、アメリカ政府は、占領期にすでに日本が支払った以上の賠償は課さない方針でいた。しかし、この方針については、他の連合国の反対が強かったために、サンフランシスコ平和条約の第14項では、連合国の賠償請求権を認めることとなった。ただし、賠償は役務で支払われるという原則が掲げられ、賠償交渉は、日本と個々の連合国との間で行われることとされた。

資料18-169「賠償に関する基本方針」は、講和条約締結の2カ月ほどのちに、賠償打合会に出された資料であり、講和条約第14条の解釈が主である。昭和27年末の資料18-170「賠償問題処理に関する根本方針」になると、賠償を通じて日本の東南アジア貿易を拡大するなどの日本側の賠償に対する具体的な姿勢が打ち出されてくる。ほぼ同時期に作成された資料と見られる資料18-171「賠償の効果について」は、資料18-172「経済協力の推進について」と内容的に密接に関連している。

講和条約がむすばれた頃に、経済協力の基本方針について詳細に述べた資料が、資料18-172「経済協力の推進について」である。アメリカとの緊密な関係を保ちつつ、東アジア・東南アジアへの経済協力を展開する構想であり、当時のいわゆる「日米経済協力構想」の一環であろう。「日米経済協力構想」とは、アメリカの特需や対アジア経済援助に依存しつつ、日本経済の自立化を達成しようというもので、日本政府および、GHQ/SCAP、アメリカ陸軍の一部がこの構想の企画に参加した。

対米依存的な「日米経済協力構想」とは色合いを異にするアジア経済開発構想は、岸内閣によって昭和32年に打ち出された。域外諸

国からの出資を仰いで、「東南アジア開発基金構想」を設けて、東南アジア地域に開発資金を援助しようという構想である。資料18-174「アジア経済開発基金と米国の経済開発援助について」は、この構想に関する資料であり、岸首相の訪米のために準備されたものである。この構想は、アメリカ政府の受け入れるところとはならなかったが、岸内閣はその後も引き続き、経済協力について積極的な姿勢を示した。資料18-176「対外経済協力懇談会について」は、昭和33年8月29日に設置された対外経済協力懇談会(主要閣僚、自民党役員、民間有識者よりなる)の、第3回までの議事録である。

対外援助と国際協力 1961(昭和36)年9月にOECDの下部機関として、途上国援助を検討するためにDAC(開発援助委員会)が設けられ、日本もこれに参加した。資料18-178「第5回DAG会議に対する米国諸提案に対するわが国の態度」は、DAG(DACと改称する以前の名称)に対する日本政府の対外援助についての姿勢を示す資料である。この資料から、日本政府は、DACを純粹に経済的問題についての機関と位置づけ、防衛問題が絡むことを警戒していた様子が見られる。1966(昭和41)年11月には、アジア開発銀行が設立された。資料18-179「アジア開銀構想の進捗状況」は、創立準備の経緯を記録した資料である。

1964年のUNCTAD会議で、先進諸国の開発援助の目標値を対国民所得の1%とすることを提唱、1965年1月にはDACも対国民所得1%目標を掲げた。資料18-180「わが国低開発国援助と国際収支、財政資金との関係メモ(未定稿)」は、日本が開発援助を拡大する際の制約要因を検討した資料である。国際収支は制約要因ではなく、社会資本の整備、社会保障の充実のために国内の財政資金の伸びが大きいと見込まれることが最大の制約要因だとしている。資料18-181「東南アジア開発閣僚会議準備小委員会対処方針(案)」は、

東南アジア開発閣僚会議の準備として、日本の東南アジア援助の構想をまとめたものである。さらに、資料18-183「低開発国援助に関する考え方(改訂案)」は、日本の対外援助に対する考え方を総合的にまとめた資料である。他の先進国と比較しての日本の遅れを強調し、近い将来に国民所得1%規模の援助を実現することが困難であるとしている。

対外投資の自由化 資料18-182「海外投資政策の進め方」は、資本自由化の一環としてOECDから要請されていた対外投資の自由化措置について、検討した資料である。対外投資の自由化措置は、昭和44年9月30日の第1次自由化を皮切りに、昭和47年6月8日の第4次自由化まで段階的に実施されたが、資料18-184「一般投資家による外国証券投資の自由化について他」、資料18-185「対外不動産投資の自由化について」、資料18-186「対外直接投資の自由化について」は、昭和46年7月1日実施の証券投資、不動産投資、直接投資に関する第3次自由化措置の新聞発表である。「円対策8項目」の第4項目「資本自由化の促進」のなかに掲げられた「対外投資の自由化と拡充」のためにとられた、大幅の自由化措置であった。

(5) 外国為替公認銀行・貿易金融

本節では、外国為替公認銀行に対する銀行行政、復興期・高度成長期に重要な役割を果たした貿易金融制度についての資料を収める。貿易金融は、主として日本銀行が担当し、さらに通産省も関与しており、大蔵省為替局(国際金融局)の関与の度合いは、為替管理などと比べればはるかに低い。したがって、残存資料もそれほど豊富ではない。

当該期において、本邦内で外国為替業務を取り扱っていた銀行には、外国為替専門銀行(東京銀行1行)、甲種外国為替公認銀行(甲種為銀)、乙種外国為替公認銀行(乙種為銀)が存在した。在日外国銀行は甲種為銀の認可を得ていた。

外国銀行と競争できるような外国為替専門銀行を育成し、貿易の復興を促進しようとする意図から、昭和29年4月に外国為替銀行法が公布された。同年8月に、東京銀行(戦前の横浜正金銀行、戦後普通銀行の東京銀行になった)が、この法律にもとづく外国為替専門銀行に転換した。外国為替専門銀行制度の創設については、大蔵省が強いリーダーシップを発揮した。資料18-187「外国為替特別銀行設置の必要性」、資料18-188「為替銀行の整備について」は、そうした大蔵省の意図を示す資料である。

しかし、まもなく外国為替専門銀行(東京銀行)は、東京銀行の円資金不足のために、外為業務を拡大しつつあった甲種為銀と比べて、競争上不利な立場に立たされることになった。資料18-192「東銀問題について」は、昭和40年頃の東京銀行の問題を分析し、改善方法を検討している資料である。外国為替専門銀行制度については、昭和36年、44~45年に、金融制度調査会でも取り上げられ、検討が行われた。その結果、昭和37年4月の外国為替銀行法の改正などが実現したが、結局、最大の問題であった円資金調達問題については根本的な打開策は実現しなかった。

外国為替公認銀行には、外国に所在の金融機関とコルレス契約を結ぶことのできる甲種為銀と、原則としてコルレス契約を結ぶことができない乙種為銀が存在した。この区別は、外為法の制定直後の昭和25年にできたものである。その後、金融制度調査会答申にもとづいて、昭和45年8月1日に甲種・乙種の名称は廃止されたが、「コルレス契約を認められた外国為替公認銀行」と「コルレス契約を認められた外国為替公認銀行以外の外国為替公認銀行」として、実質的には2種類の外為銀行はその後存続した。資料18-190「乙銀の問題について」は、乙種為銀の業務範囲の拡大を検討した昭和36年の資料、資料18-195「甲・乙名称区分の廃止について」は甲乙の区分廃止についての昭和45年の検討資料であ

る。

外国銀行の支店は、昭和25年1月時点で10行(23店舗)存在した。外国支店には、甲種為銀の認可を与え、邦銀の甲種為銀と同じ枠の中で監督する体制をとった。資料18-189「在日外国銀行について・外国保険会社の本邦進出について」は、在日外国銀行・外国保険会社の支店についての昭和33年時点での調査である。

貿易金融に対する各種の優遇措置は、戦後復興期から高度成長期にかけての広義の産業政策の大きな柱の一つであった。資料18-191「輸出金融に関する大蔵省・日本銀行共同調査(新聞発表)」は、昭和36年の国際収支悪化のなかで、貿易金融の拡大の是非が問題となった際に、大蔵省と日本銀行が共同で実施した輸出金融に関する実態調査の報告である。この時の、論議の内容については、第12巻「国際金融・対外関係事項(2)」152～156ページを参照されたい。資料18-193「日銀による外国為替手形買取りについて」は、日本銀行の輸出金融制度の大宗である外国為替資金貸付制度を補完する目的で、昭和40年12月に新設された外国為替手形買取制度に関する資料である。貿易金融といえば、輸出金融の優遇措置だけがクローズアップされがちだが、昭和20年代後半には輸入金融の優遇措置が重視されていた。資料18-194「輸入金融制度の変遷」は、当該期の輸入金融制度の概略をまとめた便利な資料である。

昭和40年代半ば近くになると、輸出の好調により国際収支の黒字が定着するようになり、輸出金融を優遇する理由は薄れた。昭和44年頃から輸出金融制度の見直しが始まり、その後、円切上げ圧力が強まるなかで、輸出金融制度は縮小されていった。資料16-197「輸出金融制度の改訂」は、昭和46年6月4日に「円対策8項目」が出された直後の時期に、輸出金融制度の縮小を検討した資料である。ちなみに、「円対策8項目」の第7項目「秩序ある輸出」においては、「日銀による輸出

優遇金融の再検討」がうたわれていた。

(6) 沖 縄 返 還

昭和47年5月15日、戦後長期にわたってアメリカの統治下にあった沖縄の施政権が、わが国に返還された。本節では、閣議決定された第1次から第3次の復帰対策要綱と、在琉球米資産引継継承・財政・金融・通貨交換等大蔵省が直接関与した領域に関わる資料を収める。沖縄返還問題が、わが国で政治課題として正面に浮上したのは、昭和39年11月の佐藤政権の誕生によってであったが、返還の正式交渉が始まったのは、昭和44年6月の第1回愛知外相訪米以降のことであった。その後、同年11月の佐藤・ニクソン会談において、昭和47年中の施政権返還が決定され、翌45年3月日米交換公文にもとづいて那覇に設置された復帰準備委員会と東京の本土政府レベルで復帰準備が進められていくことになった。

日本政府は、昭和45年5月、復帰時の暫定特例措置および沖縄開発・発展の基本的施策の策定、関係行政機関の総合調整等、復帰対策を推進する専任の機関として沖縄・北方対策庁を設置した。資料18-198～18-200(「沖縄復帰対策要綱」(第一次分～第三次分))は、この沖縄・北方対策庁が、閣議決定にもとづいて公表した日本政府の復帰施策である。

昭和45年11月の第1次要綱では、当面の重要事項にかかわる施策のうち、「特に県民生活および産業活動に重大な影響をおよぼすと思われるもの」がまず優先的に提示された。46年3月の第2次要綱では、本土の地方自治制にもとづいて、復帰前でも琉球政府主席・立法院議員・市町村議員を、知事・県議・市町村議として扱うこと、琉球政府関係機関の移管、引継ぎ処理を行うこと、沖縄の経済・社会の振興・開発を促進する機関として沖縄振興開発公庫を設立すること、自由貿易地域を設定すること、琉球銀行株式を復帰前に地元住民に対して処分するよう措置すること、等が提示された。さらに、同年9月の第3次

要綱では、沖縄開発庁の設置、税制についての方針が明示され、通貨、財政・金融、産業・経済について具体的方針が提示された。

大蔵省は、こうした返還交渉の開始に先立って沖縄問題に関与していた。昭和39年4月、沖縄に対する日本政府の経済援助を継続的に討議するための機関として日米協議委員会が設置され、昭和40年代に入るとともに、日本政府の経済援助は急速に増大していたためである。だが、大蔵省が、沖縄返還にともなう同省要処理事項の検討を本格的に開始したのは、44年6月2日から5日にかけての愛知訪米以降であった。同年7月下旬の第7回日米貿易経済合同委員会において、沖縄返還条件に関するアメリカ側の対案提示が同時に行われるであろうことが、この訪米で示唆されたからである。以後、大蔵省はまず、沖縄問題専任の審議官を置き、次いで審議官室を設置し、また、現地調査団を派遣し、さらに省全体の検討によって沖縄返還問題に対処し、総理府、外務省、防衛庁との協議、アメリカ本国政府、琉球民政府との協議も進めた。

大蔵省が担当した分野は、沖縄におけるアメリカ資産の引継継承問題、金融の一体化と琉球銀行株式処理問題、財政の一体化と琉球政府財政赤字問題、ドルから円への通貨交換問題等かなり広範囲にわたったが、最初に問題となったのは、在琉球のアメリカ資産引継継承問題であった。沖縄にある軍事基地や公共施設、あるいは公益事業のためにアメリカ政府が行ってきた財政支出について、日本側に負担を要求された際の対応を検討することがまず要請された。資料18-201「沖縄返還問題(財政金融的側面)」は、交渉開始直前の時点での、総理府、大蔵省、外務省、防衛庁の4者協議による日本側の基本方針を示したものである。

第7回日米貿易経済合同委員会では、結局この問題は議題とはならなかったが、アメリ

カ財務省は会議後の7月から8月にかけて現地調査を行い、この問題についてのアメリカ側の論拠を固めた。資料18-202「沖縄返還に伴う Financial implication について」は、このアメリカ側調査への大蔵省の対応を示したものである。また、資料18-203「財政金融上の取極めについての米側見解」は、昭和44年10月時点でのアメリカ側の見解、資料18-204「沖縄返還に伴う財政金融上の問題についての日本側見解」は同時点での日本側の見解である。

資産継承に関する公式の交渉は、昭和45年6月から46年5月まで6回に及んだが、最後に問題となったのはいわゆる一般援助(General Fund)の位置付けであった。資料18-206「在琉米資産処理問題の現状」は、公式交渉開始時の日本側の見解、資料18-208「General Fundの引継について」は、日本側の最終見解を示したものである。こうして資産継承問題は、46年6月17日調印の返還協定第6条、第7条において、アメリカ資産買取額は1億7500万ドルという援助総額からガリオア援助額をほぼ差し引いた額とし、総額3億2000万ドルを支払うという形で決着した。

金融の一体化と琉球銀行株式処理問題、財政の一体化と琉球政府財政赤字問題については、紙幅の都合で資料編に収録するに至らなかった。詳しくは、第11巻「国際金融・対外関係事項(1)」の本文について見られたい。また、ドルから円への通貨交換問題についても同様であるが、日米両国の基本的見解については、上記の資料18-203「財政金融上の取極めについての米側見解」、資料18-204「沖縄返還に伴う財政金融上の問題についての日本側見解」に示されている。なお、資料18-207「沖縄の民政権限移行の具体化について」は、返還以前の段階での民政権限移行に関するアメリカ側の見解と、それに対する大蔵省側の検討を示したものである。